

氏名(本籍)	トマツ レイコ 戸松 玲子 (兵庫県)
学位の種類	博士(人間科学)
学位記番号	乙第32号
学位授与年月日	平成31年3月18日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項・甲南女子大学学位規程第5条第2項
論文題目	児童養護施設入所児童(幼児)に関する研究
論文審査委員	(主査)甲南女子大学 教授 稲垣 由子 (副査)甲南女子大学 教授 中村 安秀 (副査)甲南女子大学 教授 伊藤 篤

〔論文内容の要旨〕

本研究は、今日の児童養護施設入所児童の処遇を巡る諸課題のうち、児童養護施設での生活を余儀なくされた子どもの育ちを「子どもの側」から捉え直し、健やかな成長・発達を支えるための施設処遇について考察することを目的としている。

周知のように、我が国の児童養護における施設処遇は歴史的変貌をとげた。第二次世界大戦後間もない頃は孤児・遺棄児・浮浪児等が中心であった頃に対して、今日の入所児童の大半は、保護者が存在しているにもかかわらず、環境上、何らかの理由により家庭での生活が困難であるため、施設入所を余儀なくされている。入所児童の家庭生活の困難さの背景には、複雑多様化した養育問題がある。その多くは、児童虐待に関するものである。被虐待児は、入所前の家庭生活によって子どもの発育上、不適切な経験を被り、入所後の日々の生活や学校等を始めとした社会的場面において、特別なケアを要する事も稀ではない。そのため、被虐待児の抱える成長・発達上の問題に危惧を抱いた関係者らは、入所児童の心理的ケアや治療のみならず、児童養護問題の発生要因の解明や予防、自立支援における課題等、様々な方面からの研究・報告を積み重ね警鐘を鳴らし続けた。その一つの中心に据わるのが、第二次世界大戦後の旧態依然とした施設形態や運営体制では子どもの権利利益を擁護することは困難であることから必要とされた、パラダイムの転換である。加えて、2016(平成28)年の「児童福祉法改正」にて、子どもが権利の主体であることを明確にした上で、家庭養育優先の理念を規定すると共に、家庭・家庭的養護や里親養育、特別養子縁組等によるパーマネンシー保障の推進を明確にし、子どもの権利利益の擁護により一層資する方向性で制度の見直しが図られたが、未だ課題は残っている。なぜならば、制度の改正によって職員配置や生活環境については改善の方向へと進んでいるが、入所前の養育問題から切り離され、児童養護施設での生活を余儀なくされる子どもたちが経験する「新たな養育環境への適応過程」が、「子どもの最善の利益」に資しているものであるかどうかという観点が置き去りにされているからである。子どもの権利擁護を真摯に考えるならば、現行の制度や今後の方向性が子どもにとって好ましいものであるかどうか、子ども理解に基づく「子どもの側」からの検証が不可欠なのである。

したがって、本研究の目的設定は、「子どもの権利擁護の視点から入所児童の検証を行う必要性」という課題認識によるものであり、その理由は以下の3点である。

第1に、児童養護施設入所児童の処遇を巡る諸課題については、環境要因から語られることが多い。先にも述べたが、今日の児童養護施設入所児童の多くには、保護者が存在しており、子どもにとって不適切な養育環境が存在する。また、不適切な養育を経験していることに加え、児童養護施設という一般家庭とは異なる養育経験もある。それ故に、子ども自身に生じる成長・発達上の諸問題の要因を養育環境に帰属させることになる。しかしながら、“子ども”という存在、“子どもの発達”を考えた場合、子どもの生物学的素因による関係性構築にも目を向けなければならないのである。

稲垣(2004)は、“子ども”を「誕生した瞬間から、自分自身が持って生まれた生物学的な素因を基盤として、環境からの刺激を受け、個人として自立していく過程にある存在」¹⁾と定義した。その定義の上に、南部(2007)は“子どもの発達”とは、「誕生した瞬間から、その子どもがもって生まれた能力をいかに発揮して環境にかかわり、関係性を持ち、変容していくかということであり、それは周りの環境との関係性による質的な変化の過程である」²⁾と定義した。両者を併せて考えると、子どもは自身の持つ生物学的な素因を基盤として周囲の環境に関わり、そのことによって周囲との関係性が構築されるということになる。したがって、児童養護施設入所児童の処遇を巡る諸課題を理解するためには、環境要因のみならず、子ども自身の持つ生物学的素因にも目を向けなければならないのである。

第2に、児童養護施設へ入所するということは、不適切な養育環境から保護されると同時に、子どもにとっては、新たな“養育環境への適応”という課題が生じていることを理解しておかねばならない。加えて、適応場面が多様性を帯びていることにも目を向けておかねばならない。例えば、児童養護施設では、時間帯によって養育担当が交代する、あるいは年度ごとに担当職員の異動がある等があげられる。さらに、乳児院から児童養護施設への措置変更により代表されるように、子どもの気持ちに寄り添えない形で生活の場が変容することも常態化している。それ故、児童養護施設に措置される子どもたちは制度上、多様な養育環境に適応せざるを得ないのである。つまり、児童養護施設入所児童は、児童養護施設という制度文化によって過剰適応化を知らぬ間にもたらされ、このことが、後の心理・社会的問題の遠因となっている傾向を含んでいるのである。したがって、環境側から子どもを捉えるのではなく、子どもの側から捉えた環境への適応のあり方が検討されなければならない。

第3に、児童養護施設入所児童に関する研究知見は、虐待被害の経験によって抱えることとなった行動特徴や対人関係の問題について論じられているものは数多くある。ただし、これらは学童期以降の年齢を対象としているものである。しかしながら、児童養護施設へ入所してくる年齢の子どもらは、乳児院からの措置変更も含めると、幼児期に入所してくる子どもが最も多く、全体の5割以上を占めている。

幼児期に児童養護施設へ入所するということは、低年齢の時期から成長・発達上における不適切な養育環境下で過ごしている経験があるということでもあり、その影響は計り知れない。にもかか

ならず、自らの言語によって欲求や不安・葛藤などを表現することが未成熟な幼児の抱える発達・行動上の問題は、その実態が明らかにされにくく、治療や予防的介入は十分にされていないのが現状である。幼児が抱える発達行動上の問題は捉えにくいために、看過されがちであり、そのことによって児童期や思春期になり問題が表面化してきた頃には、既に深刻化していることも稀ではない。後年の問題を出来るだけ最小限に止め、子どもの利益を最大限に保障するためには、より早期から児童養護施設入所児童の成長・発達上の課題を理解し、対応していくことが求められるのである。

本研究では、以上の課題認識にもとづいて、冒頭の研究目的を設定している。具体的には、子どもの生物学的素因と養育環境への適応過程が入所児童の成長・発達にどのように作用していくのかを考察していく。そして、児童養護施設に入所せざるを得なかった子どもが健やかに成長・発達を遂げるために、出来るだけ早期から子どもを理解し、適切な支援へと繋がるよう、児童養護施設入所における最低年齢に近い幼児を対象にしている。

I 部においては、なぜ、今、“児童養護施設入所児童を理解しなければならないのか”を明らかにするために「児童養護施設の現状と課題」について述べた。

第1章では、第二次世界大戦後以降、社会環境が劇的に変容していく中で移り変わっていく児童養護施設の役割や入所児童の変遷について概観した。その上で、第2章では児童養護施設入所児童研究への検討から児童養護施設入所児童の現状と課題を提示した。

II 部では、児童養護施設入所児童の現状と課題の把握を踏まえた上で、稲垣(2003)の提唱する「臨床的スパイラル研究³¹⁾」の視座から、児童養護施設で生活する子どもに関する実証的な研究の内容と成果を述べている。

第3章では、「子どもの側」から施設処遇を捉えるための基礎資料として、児童養護施設入所児童(幼児)の気質研究結果について述べた。結果、各気質カテゴリーでは、9カテゴリー中6カテゴリーの間に、標準値との間に有意差を認め、児童養護施設入所児童特有の気質特徴があることを明らかにした。気質類型においては、一般家庭の幼児を対象とした気質の先行研究結果とは異なり、「Easy Child」の割合が少なく、「STWU(Slow To Warm Up Child)」が多い傾向にあった。「STWU」の分類要件を詳細にみていくと、「接近/回避(Approach or Withdrawal)」では回避的であること、「慣れやすさ(Adaptability)」では慣れにくいこと、すなわち、初めての人やもの・場面に対して回避的で慣れにくいことが極めて特徴的であると同時に、「Diff(Difficult Child)」により近い気質であることが見えてきた。

第4章では、先の気質研究結果を施設処遇に還元することを目的とし、施設職員が捉えた担当児童の気質観について調査し、考察を行った。結果、児童養護施設入所児童の気質特徴のうち、「接近/回避」と「慣れやすさ」気質観の間の隔たりが顕著であった。この結果から、日々の生活の中で多様に変容する周囲の環境に適応せざるを得ない子どもの姿が職員に伝わっておらず、子どもの意思とは関係なく環境への適応を強いられている姿が適切に理解されていないことが示された。

その上で、第5章では、児童養護施設入所児童がどのような成長過程を辿っているのか、生物学的素因から理解するための一手立てとして、身長・体重の情報を元に発育研究を行った。結果、肥満度の平均値は、入所時よりも低下しており、特に、被虐待群男児の肥満度において、統計学

的に有意な低下が認められた。ht-SDS 平均値は、入所時よりも低下しており、入所後も低身長は持続・増悪していた。入所後の ht-SDS 低値の児童のうち、被虐待群ではネグレクトを受けた例が、養護群(虐待をうけていない群)男児では乳児院からの措置変更児が多い傾向にあった。この発育パターンは、被虐待と養育環境不全を理由に保護された児の発育が、改善するとされている定説に反する結果であった。児童養護施設入所児童の健やかな成長・発達を保障するためには、子どもらの生物学的な変化を丁寧に観察理解し、日々の処遇へと繋げていくことが課題として浮かび上がった。

第6章では、児童養護施設入所児童が抱えている心理社会的状況を把握するものとして行動評価尺度 CBCL (Child Behavior Checklist) を使用し、気質特徴との関連性について検討した。結果、「Diff」については「反抗」「外向性」の尺度が含まれていたのに対し、「STWU」については、「引きこもり」「依存分離」「内向性」が含まれていた。つまり、「Diff」については、外に向かう心理・社会的問題行動であるのに対し、「STWU」については内に向かう心理・社会的問題行動を抱えていることが明らかになった。

そして、これまで取り組んできた結果をもとにスパイラル臨床研究を実践したことによって、ある施設に入所している児童の特別養子縁組を巡り、「子どもの側」から現状の行政的措置や施設処遇の在り方を捉え直す事例を報告し、II部の締めくくりとした。また、子どもの権利擁護を真摯に考え、子ども理解に基づく、「子どもの側」から現行の制度や今後の方向性を第7章にまとめた。その上で、終章では、今まで述べてきた本研究の成果と課題について記した。

以上のことから、本研究の主な意義は以下の3点にまとめられる。第1に、児童養護施設入所児童の成長・発達上の課題を環境要因のみならず生物学的素因に注目し子ども側から施設処遇を捉えようと試みたことにある。第2に、子ども側から施設処遇を捉えた場合、児童養護施設という一般家庭とは異なる生活環境では、多様性を帯びた環境への適応を要し、それらが入所児童の成長・発達においてどのように作用しているのかを明らかにしたことにある。第3に、これまであまり取り上げられることのなかった、児童養護施設入所児童の発達・行動上の問題が顕在化する前の幼児期に焦点を当てたことである。

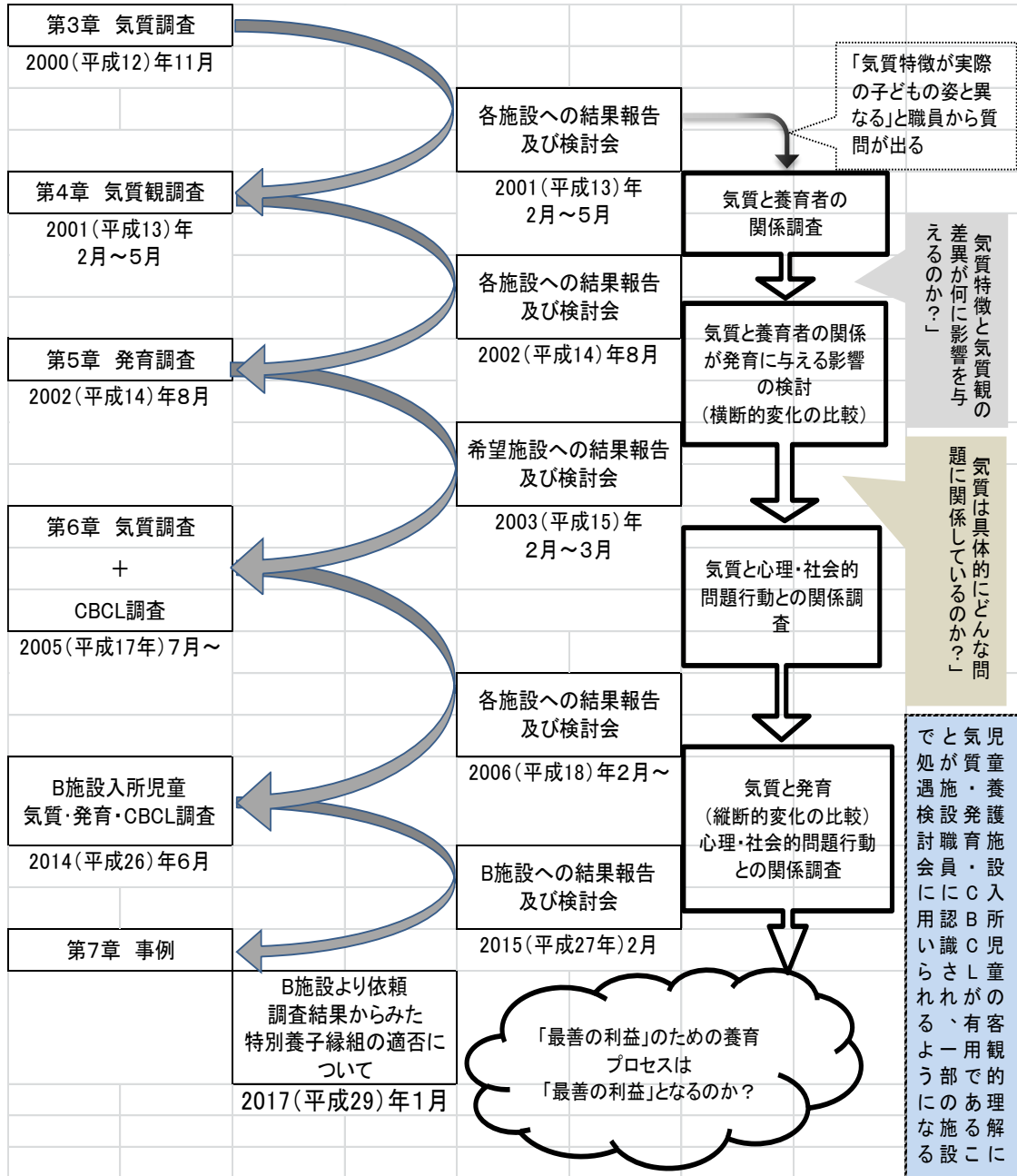
¹⁾ 稲垣由子「子どものまなざしと子どもに寄り添うということ」、『小児の精神と神経 第44巻 第1号』, 2004年, 7-11頁

²⁾ 南部真理子『子ども虐待における人と人との関係性』, 甲南女子大学博士論文, 2007年, 10頁

³⁾ スパイラルとは、“らせん・らせん状”を意味する。稲垣(2003)は、研究対象として「子ども」を捉えるのではなく、子どもの姿を子どもに直接的に関わる人物に結果を返し、それを臨床現場(この場合は児童養護施設における子どもと施設職員による日々の生活の営み)に活かしながら、そこから見いだされたさらなる課題をスパイラルポイントとして、次の課題解決に向けて研究を重ねることを臨床的スパイラル研究と名付けた。加えて、研究者はエビデンスを示す役割だけではなく、子ども・施設職員への間接的援助者として研究者自身もその研究対象に入れ込むというスタイルを貫いている。

(稲垣由子「大学院 教育学特別演習」, 甲南女子大学大学院講義ノート, 2003年)

資料



本研究スタイル(スパイラル研究)の概略図

〔論文審査の要旨〕

本論文は、児童養護施設入所児童の処遇を巡る諸課題のうち、児童養護施設での生活を余儀なくされた子どもの育ちを「子どもの側」からとらえなおし、健やかな成長発達を支えるための施設処遇について考察することを目的としている。この課題を究明するために、わが国の児童養護における施設処遇の歴史的変遷を論じることから始め、子どもの権利条約の批准、「児童福祉法改正」

を経て、子どもが権利の主体であることを明確にした。そして児童養護施設での生活を余儀なくされる子どもたちが経験する「新たな養育環境への適応過程」が、「子どもの最善の利益」に資するものであるかどうかを検証することが不可欠であることから、以下の三視点を論述の主題としている。

第一に児童養護施設入所児童の処遇については今まで環境要因から研究されてきているが、現状では保護者が存在しており、子どもにとって不適切な養育環境が存在し保護されるにもかかわらず、一般家庭とは異なった養育環境におかれる。それゆえ、子どもに生じる成長発達上の問題の要因を養育環境に帰属させることになる。しかし子ども自身の成長発達を考えた場合生物学的素因による視点も考慮しなければならない。このように生物学的領域に目を向けるという視点である。

第二に、養護施設への入所という事態は子どもにとっては、新たな養育環境への適応という課題が生じてくる。乳児院から児童養護施設への措置変更によって代表されるように子ども達は制度上、多様な養育環境に適応せざるを得ない。そのことが子どもの後の心理社会的な問題の遠因となっている。したがって、環境側から子どもを捉えるだけではなく、子ども側から捉えた環境への適応の在り方を検討するという視点である。第三に、近年の児童養護施設入所児童に関する研究は、虐待被害の経験によって抱えることとなった行動特徴や対人関係の問題について論じられているものはあるものの、研究対象年齢は学童期以後の年齢児である。乳児院からの措置変更児を含めて、幼児期に入所してくる子どもが最も多く、幼児期の子どもに焦点をあて発達行動上の課題を理解し対応していくという視点である。

論文の構成は、Ⅱ部・7章で構成されている。

研究の方法は、文献の収集・検討による先行研究の整理と理論的枠組みの考察を行い、そのあとこの論文の中心的な部分である、「臨床的スパイラル研究」について児童養護施設をフィールドとして実践した。そしてその実態把握と整理・分析・検討を行い、それらに基づいて上記の3視点の重要性を明らかにした。

内容の概要のために、以下に各章のタイトルを記したい。

序章	研究の視座と意義	(9頁)
I部	児童養護施設の現状と課題	
第1章	第二次世界大戦以降の児童養護施設	(3節7頁)
第2章	児童養護施設入所児童研究への問題提起	(2節12頁)
Ⅱ部	児童養護施設で生活する子どもに関する研究	
第3章	気質研究	(3節5項 20頁)
第4章	養育者である児童養護施設職員がとらえた子どもの気質観について	(4節15頁)
第5章	発育研究	(4節6項12頁)
第6章	子どもの気質と心理・社会的問題行動に関する研究	(3節3項 19頁)
第7章	事例研究	(3節3項9頁)
終章	本研究の成果と課題	(7頁)

〔最終試験の結果並びに学位授与に関する意見〕

審査は平成31年2月7日午前10時から約 2 時間あまりにわたり公開の口頭試問の形式で行われた。出席者は申請者主査副査 3 名のほか 3 名の教員と心理職員 1 名で、申請者を含めて 8 名で行われた。はじめに申請者が提出論文(=研究)の概要を述べ(約45分)主査次いで副査2名が概評と質問を述べ、次いで審査員以外の参加者からの質問に申請者が答える形で約1時間審査が進められた。主査・副査の評価した点は、当大学院前期課程から子ども研究を進め、今までの18年に及ぶ申請者の臨床研究の蓄積があつて得られたものであること、そして児童養護施設での幼児の成長発達を生物学的な側面にとらえ、子どもの側からの児童養護施設における処遇に必要な課題を抽出してきたこと、である。

資料の収集・蓄積は良くなされており、研究方法についても児童養護施設に直接出向き、職員や子どもと関わりながら研結果を提示し現場との検討を繰り返しながら次の研究課題に進めていくという新しい臨床研究スタイル「スパイラル研究」を提示した。この点も評価できる。

なお、諮問に対する申請者の応答はおおむね的確で教授的でもあつた。

申請者は、保育・幼稚園現場の勤務を経て、当大学院前期課程修了後、後期課程中に大阪青山大学の教員として勤務することとなった。研究者としての道を進みながら保育士・幼稚園教諭養成大学の教育にも携わり、子ども研究を継続してきた。この18年間の子どもの研究では、業績にも載っているように査読有論文は筆頭2編及び共著論文3編を執筆し、また、査読なし論文も単著論文3編・共著論文 2 編を執筆している。この論文の執筆に関しては、申請者の大学教員として 15 年間の教育と研究の大きな集大成の一つと評価できる。

研究論文に関する評価については全体を通して次のように評価できる。

第1に、児童養護・社会的養護に関して歴史的な変遷を押さえつつ、現在の現状と課題を明確に、それによって子ども側からとらえなおすべき社会的養護論を提示している。

第2に子どもの生物学的視点を取り入れた臨床研究の成果は、この領域では今までの先行研究にない視点であり、特に発育(身長の変化)に着目した点は新しい知見として評価される。しかも今まで行われてきた臨床研究の実践方法について新しい「スパイラル研究」という手法を提言している。これは今後フィールド研究を進める研究者に対して、新たな研究法を提起したとみることができ、重要な本研究方法の成果の一つである。

第3に、申請者の子どもに対する真摯な姿勢が、子どもの健やかな成長発達の支援の場である児童養護施設の処遇について、新しい視点を提起しているとみなせる。

以上の論文評価の結果、申請者は博士(人間科学)の学位を授与されるに十分な資格があるものと認める。

(平成 31 年 2 月 7 日審査)